

(様式第3号1)  
収支計画書

【指定管理事業】

※収支計画と管理計画の内容の整合性を審査するため、別途、収支計画の内訳資料を提出してください(様式は任意)。

(単位:千円)

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
運営管理費	人件費(管理事務所職員)					
	事務所運営費					
	光熱水費					
	その他					
	小計					
維持管理費	人件費(維持管理要員)					
	清掃費					
	植物管理費					
	保守・点検費					
	補修・修繕費					
	小計					
諸経費						
管理運営経費合計…①						
利用料金収入	行為許可使用料による収入額(※1)					
利用促進事業収入(※2)						
収入合計…②						
差引 (①-②)						

※1 条例第4条第1項第4号に係る行為許可使用料は除く

※2 利用促進事業収入は、指定管理業務の一環として行う施設、園地の魅力アップや利用の活性化(様々なイベントや魅力的なプログラムの実施など)のための事業であって、収入が支出を上回らない事業による収入

(注)

・事務所運営費には、通信費、印刷製本費、消耗品費、手数料、会議費、賃借料、警備費、報酬費、負担金、電波使用料、保険料、公租公課、交通費、イベント企画広報費等の利用促進事業に係る費用等を含めてください。

・「補修・修繕費」は、参考価格未満の場合「不適格」とします。

・事業者の内部の資金融通などを前提とした価格提案は、収支計画と管理計画の内容との整合がないものと判断し、不適格となります。

・「差引(①-②)」の欄に記入した金額(管理運営経費合計から収入合計を差し引いたもの)が、管理経費の提案価格となるため、事業計画書設問⑭との整合を図ってください。

(様式第3号1)  
収支計画書

※収支計画と管理計画の内容の整合性を審査するため、別途、収支計画の内訳資料を提出してください(様式は任意)。

(単位:千円)

区 分		令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
運営管理費	人件費(管理事務所職員)					
	事務所運営費					
	光熱水費					
	その他					
	小計					
維持管理費	人件費(維持管理要員)					
	清掃費					
	植物管理費					
	保守・点検費					
	補修・修繕費					
	小計					
諸経費						
管理運営経費合計…①						
利用料金収入	行為許可使用料による収入額(※1)					
利用促進事業収入(※2)						
収入合計…②						
差引 (①-②)						

※1 条例第4条第1項第4号に係る行為許可使用料は除く

※2 利用促進事業収入は、指定管理業務の一環として行う施設、園地の魅力アップや利用の活性化(様々なイベントや魅力的なプログラムの実施など)のための事業であって、収入が支出を上回らない事業による収入

(注)

・事務所運営費には、通信費、印刷製本費、消耗品費、手数料、会議費、賃借料、警備費、報酬費、負担金、電波使用料、保険料、公租公課、交通費、イベント企画広報費等の利用促進事業に係る費用等を含めてください。

・「補修・修繕費」は、参考価格未満の場合「不適格」とします。

・事業者の内部の資金融通などを前提とした価格提案は、収支計画と管理計画の内容との整合がないものと判断し、不適格となります。

・「差引(①-②)」の欄に記入した金額(管理運営経費合計から収入合計を差し引いたもの)が、管理経費の提案価格となるため、事業計画書設問⑭との整合を図ってください。

(様式第3号1)  
収支計画書

※収支計画と管理計画の内容の整合性を審査するため、別途、収支計画の内訳資料を提出してください(様式は任意)。

(単位:千円)

区 分		令和17年度	令和18年度	令和19年度	令和20年度	令和21年度
運営管理費	人件費(管理事務所職員)					
	事務所運営費					
	光熱水費					
	その他					
	小計					
維持管理費	人件費(維持管理要員)					
	清掃費					
	植物管理費					
	保守・点検費					
	補修・修繕費					
	小計					
諸経費						
管理運営経費合計…①						
利用料金収入	行為許可使用料による収入額(※1)					
利用促進事業収入(※2)						
収入合計…②						
差引 (①-②)						

※1 条例第4条第1項第4号に係る行為許可使用料は除く

※2 利用促進事業収入は、指定管理業務の一環として行う施設、園地の魅力アップや利用の活性化(様々なイベントや魅力的なプログラムの実施など)のための事業であって、収入が支出を上回らない事業による収入

(注)

・事務所運営費には、通信費、印刷製本費、消耗品費、手数料、会議費、賃借料、警備費、報酬費、負担金、電波使用料、保険料、公租公課、交通費、イベント企画広報費等の利用促進事業に係る費用等を含めてください。

・「補修・修繕費」は、参考価格未満の場合「不適格」とします。

・事業者の内部の資金融通などを前提とした価格提案は、収支計画と管理計画の内容との整合がないものと判断し、不適格となります。

・「差引(①-②)」の欄に記入した金額(管理運営経費合計から収入合計を差し引いたもの)が、管理経費の提案価格となるため、事業計画書設問⑭との整合を図ってください。

(様式第3号1)  
収支計画書

※収支計画と管理計画の内容の整合性を審査するため、別途、収支計画の内訳資料を提出してください(様式は任意)。

(単位:千円)

区 分		令和22年度	令和23年度	令和24年度	令和25年度	令和26年度	合計(20年分)
運営管理費	人件費(管理事務所職員)						
	事務所運営費						
	光熱水費						
	その他						
	小計						
維持管理費	人件費(維持管理要員)						
	清掃費						
	植物管理費						
	保守・点検費						
	補修・修繕費						
	小計						
諸経費							
管理運営経費合計…①							
利用料金収入	行為許可使用料による収入額(※1)						
利用促進事業収入(※2)							
収入合計…②							
差引 (①-②)							

※1 条例第4条第1項第4号に係る行為許可使用料は除く

※2 利用促進事業収入は、指定管理業務の一環として行う施設、園地の魅力アップや利用の活性化(様々なイベントや魅力的なプログラムの実施など)のための事業であって、収入が支出を上回らない事業による収入

(注)

・事務所運営費には、通信費、印刷製本費、消耗品費、手数料、会議費、賃借料、警備費、報酬費、負担金、電波使用料、保険料、公租公課、交通費、イベント企画広報費等の利用促進事業に係る費用等を含めてください。

・「補修・修繕費」は、参考価格未満の場合「不適格」とします。

・事業者の内部の資金融通などを前提とした価格提案は、収支計画と管理計画の内容との整合がないものと判断し、不適格となります。

・「差引(①-②)」の欄に記入した金額(管理運営経費合計から収入合計を差し引いたもの)が、管理経費の提案価格となるため、事業計画書設問⑭との整合を図ってください。